別記様式(国民年金法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十五年厚生省令第二十六号)附則第三項)

国民年金

年　金　額　改　定　票

(国民年金法の一部を改正する法律(昭和44年法律第86号)附則第2条による。)

国民年金証書の記号番号	
受給権者の氏名	
改定後の年金額	金　　円
改定後の年金の支給開始年月	昭和　45　年　7　月

社会保険庁

(この票は、国民年金証書の表面左上に必ずはつておいて下さい。)